

鳥取大学工学部学務委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鳥取大学工学部教授会規則（平成16年鳥取大学工学部規則第1号）第8条第5項の規定に基づき、鳥取大学工学部学務委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、鳥取大学大学院工学研究科学務委員会規程（平成16年鳥取大学工学部規則第9号。以下「研究科学務委員会規程」という。）第2条各号に掲げる者をもって組織する。

(審議事項)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- 一 授業計画、授業時間割表及びシラバスその他教育課程に関すること。
- 二 特別聴講学生、科目等履修生、聴講生及び研究生の受入れ並びに退学に関すること。
- 三 既修得等の単位認定に関すること。
- 四 学生の転学科に関すること。
- 五 学生の休学、復学及び退学に関すること。
- 六 学生の不正行為に関すること。
- 七 非常勤講師の任用計画に関すること。
- 八 教育実習の実施計画及び評価等に関すること。
- 九 学生の厚生及び補導に関すること。
- 十 その他学生に関すること。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、研究科学務委員会規程第5条第2項の者をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、原則として毎月1回開催する。ただし、必要があるときは、臨時に開催することができる。

2 委員会は、委員の3分の2以上の出席により成立し、議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、その意見を聴くことができる。

(事務)

第7条 委員会の事務は、工学部事務部において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教授会の議を経て、学部長が定める。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 この規則施行後の最初の第2条第2号の委員の任期は、第3条の規定にかかわらず、委員の半数（知能情報工学科，物質工学科，土木工学科及び応用数理工学科）は、平成17年3月31日までとする。

3 鳥取大学工学部補導委員会規程（昭和50年鳥取大学工学部規則第2号）及び鳥取大学工学部教務委員会規程（昭和50年鳥取大学工学部規則第3号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。